

# 公益社団法人静岡県薬剤師会役員等職務権限規程

平成 24 年 4 月 12 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会の会長、専務理事及び事務局長（以下「役員等」という。）の責任の明確化と業務の効率的な執行を図るため、役員等の基本的な職務及び権限に関し、必要な事項を定める。

(会長)

第 2 条 会長の職務及び権限は、公益社団法人静岡県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第 27 条第 2 項に定めるもののほか、概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関する事。
- (2) 予算の原案を作成する事。
- (3) 月次決算及び期末決算に関する事。
- (4) 理事会、総会その他重要な会議に関する事。
- (5) 定款、規程等の制定、改廃に関する事。
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関する事。
- (7) 組織及び権限の委任に関する事。
- (8) 人事制度、給与制度に関する事。
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関する事。
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関する事。
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関する事。
- (12) 重要な契約の締結に関する事。
- (13) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関する事。
- (14) 重要な業務の委託又は受託に関する事。
- (15) 取引金融機関の決定又は変更に関する事。
- (16) 事業資金の借入又は償還に関する事。
- (17) 予備費の使用に関する事。
- (18) 予算の流用に関する事。
- (19) 基金に関する事。
- (20) 会費に関する事。
- (21) 訴訟行為・損害賠償等に関する事。
- (22) 労働契約に関する事。
- (23) 登記に関する事。
- (24) 寄付金の受入に関する事。
- (25) その他県薬の重要事項に関する事。

(専務理事)

第 3 条 専務理事の職務及び権限は、定款第 27 条第 4 項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の検収に関する事。
- (2) 職員の福利厚生に関する事。
- (3) 役員及び職員の出張に関する事。
- (4) 1 件当たりの金額が 50 万円未満の寄付金の受け入れに関する事。
- (5) 1 件当たりの金額が 100 万円未満の収入及び 100 万円未満の支出の執行に関する事。
- (6) 寄付金の執行に関する事。
- (7) 交際費の執行に関する事。
- (8) 慶弔費の執行に関する事。

- (9) 動産の賃貸借に関する事。
- (10) 情報公開に関する事。
- (11) その他前各号に準ずる事項に関する事。

(事務局長)

第4条 事務局長は、会長の命に従い、次の職務を行う。

- (1) 臨時任用職員の任免に関する事。
- (2) 職員の休暇に関する事。
- (3) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (4) 職員の通勤手当に係る確認、決定及び改定に関する事。
- (5) 職員の育児休業、育児短時間勤務及び介護休業に関する事。
- (6) 職員及び事務所の安全、衛生、防災管理に関する事。
- (7) その他他に属さない事項の処理に関する事。

(委任)

第5条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第6条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 社団法人静岡県薬剤師会事務権限規程（平成6年3月10日制定）は廃止する。